

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定により、三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の間において令和元年12月20日に締結した三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド
施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合（以下「関係市町村等」という。）との間に締結した三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和6年7月20日から適用する。

第1条 別表加茂市の部中

「

| | |
|----------|--------------------|
| 加茂市子供プール | 加茂市大字狭口甲 1082 番地 2 |
|----------|--------------------|

」及び

「

| | |
|------------|-------------------|
| 加茂市公民館須田分館 | 加茂市大字後須田 701 番地 1 |
|------------|-------------------|

」を削る。

第2条 別表三条市の部中

「

| | |
|---------------|----------------|
| 三条市立図書館漢学の里分室 | 三条市庭月 434 番地 1 |
|---------------|----------------|

」を

「

| | |
|----------------|----------------|
| 三条市立図書館漢学の里分室 | 三条市庭月 434 番地 1 |
| 三条市歴史民俗産業資料館別館 | 三条市元町 1 番 6 号 |

」に改める。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、関係市町村等がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

三条市長 滝 沢 亮

燕市長 鈴 木 力

加茂市長 藤 田 明 美

田上町長 佐野恒雄

弥彦村長 本間芳之

新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合
管理者 三条市長 滝沢 亮